

日金協（会）第28－67号
平成28年10月26日

貸金業者代表者各位

日本貸金業協会
会長 山下 一

「平成 28 年鳥取県中部地震」に係る災害の被災者への対応について

今回の「平成28年鳥取県中部地震」に係る災害により被害を受けられた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、貸金業者の皆様におかれましては、今回の災害により、災害救助法が適用された地域内の被災者であるお客様に対し、状況に応じ下記のような適時、適切な対応をさせていただきようお願い申し上げます。

記

1. 被災者からの借入申込みや債務の支払条件の変更申込み等の相談等について、被災者の要請内容や被災状況等の生活実態を踏まえて、きめ細かく丁寧に対応すること。
2. 督促等の回収業務にあたっては、特に被災状況等を十分に配慮したうえでカウンセリングを中心とした対応に努めること。

以上

【災害救助法適用市町村（鳥取県）（法適用日：平成28年10月21日）】

倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町

※ 災害救助法が適用されたことにより、本災害は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用対象となりますのでご注意ください。

本件に関する照会先
日本貸金業協会会員業務部
TEL 03-5739-3014